

高レベル放射性廃棄物処分に係る制度の概要（案）

1. 制度の目的

高レベル放射性廃棄物の処分を推進するため、基本計画の制定、国及び原子力発電事業者の責務の明確化、処分費用の強制拠出による安定的確保、処分実施主体の設立等を目的とした法制度を整備する。

2. 制度の概要

（1）基本計画の策定

通商産業大臣は、高レベル放射性廃棄物処分の推進に関する基本的な方針や処分施設の立地に関する事項（処分候補地、処分予定地、処分地）等を定めた基本計画を定める。

基本計画は、関係行政機関の長との協議及び閣議決定を経て公表。

※処分施設の立地に関する事項については、当該地点の都道府県知事の意見を聴かなければならない。都道府県知事が意見を述べる場合、当該地点の市町村長の意見を勧告しなければならない。

（2）処分事業の流れ

① 原子力発電事業者が、処分実施主体（法律に基づく認可法人）に高レベル放射性廃棄物の処分を委託することを法的に義務付ける。

原子力発電事業者は、法律に基づき、処分実施主体との間で相互の責任及び処分実施のプロセス等を明確化する処分役務基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

② 処分実施主体は、処分事業実施計画書を策定し、通商産業大臣の認可を受ける。

③ 処分実施主体は、基本契約、処分事業実施計画書等に基づき資金管理主体に資金交付を申請する。資金管理主体は、通商産業大臣の承認を得て、処分実施主体に資金を交付する。

（3）処分資金の確保

原子力発電事業者は、半期毎に、合理的見積もりに基づき国が算定し、通知した額を、法律に基づき、定められた期間内に資金管理主体へ拠出する。

3. 処分実施主体

（1）法人の性格及び業務

・ 解散に対する一定の歯止めの必要性及び処分事業の非営利性に鑑み、処分実施主体は、法律上に規定する非営利の認可法人とする。認可に当たっては、処分事業実施計画書、業務の方法等の内容、業務を確実に遂行するに足る技術的能力の有無等を審査する。

- ・処分実施主体は、処分施設の建設・操業に加え、処分候補地の選定調査、広報活動、立地活動、サイト特性調査、施設設計、安全審査対応等を実施する。
- ・法人の名称についても、法律上規定する。

(2) 事業資金の調達等

安定的運営の必要性、事業の独立性に鑑み、処分事業の実施に必要な運営資金は資金管理主体からの交付金により賄うこととする。

(3) 事業の安定性・安全性の確保

○ 解散の歯止め

処分実施主体の解散には国の認可を必要とし、解散の場合には、交付金を含む残余財産は資金管理主体に帰属する。

○ 厳格な監査

厳正な中立性・透明性等を担保するため、処分実施主体には、監査役の監査の他に会計監査人の監査を義務付ける。加えて、通商産業大臣は処分実施主体の監査結果等の調査を、別の会計監査人に委託。

○ 返還命令

処分実施主体の支出に、不正または不適当と認められる支出があったと認められる場合、資金管理主体は処分実施主体に対し、その額の返還を命じることができる。

4. 資金確保

(1) 拠出額の算定方法及び拠出方法の確定

- 通商産業大臣は、高レベル放射性廃棄物処分事業全体に係る、以下の拠出額算定方法等を策定する。

- ・具体的な割引率の設定（経済状況を踏まえて見直し）
- ・処分費用の算出

なお、拠出される処分費用は原則として原子力発電量実績に基づくこととする。

- 通商産業大臣は、策定した算定方法に基づき、原子力発電事業者毎に半期毎の拠出額を決定し、当該拠出額及び支払い期限等を通知する。原子力発電事業者は、法律で指定された資金管理主体に半期毎に拠出する。

(2) 資金管理

- 法律に基づき原子力発電事業者から拠出される処分費用は、極めて公共性の強い資金であり、独立した主体で管理を行うことが適当であることから、十分な能力を有する財団法人を、通商産業大臣が法律に基づき、一を限り、資金管理主体として指定する。
- 指定された資金管理主体については、業務規程の大臣認可、毎事業年度の事業計画及び収支予算の認可、国による監督等を法定する。
- 安定確実な資金管理を担保すべく、運用方法を国債等の有価証券の保有、金融機関への預金等に法律で限定する。

- 資金管理主体の解散には国の認可を必要とする。解散の場合には、提出金を含む残余財産は国が別途指定する機関において管理する。
- 処分実施主体と同じ仕組みによる監査を実施する。

5. 国及び原子力発電事業者の責務

(1) 国の責務

国の責務については、これまで述べてきた様々な事項に加え、以下の事項を法定する。

- ① 天災、大規模な事故等通常想定されない特別な事態により処分実施主体が業務遂行困難に陥った場合、事業終了後の措置については、別に法律で規定。法律に基づく必要な措置がとられるまでの間は、通商産業大臣が必要な業務を行う等適切な措置をとる。
- ② 法律に基づき、処分地の地表及び地下の利用を制限する。
- ③ 国は、高レベル放射性廃棄物の適正な処分に資する研究開発の推進及びその成果の普及、国民の理解・協力を得るための教育活動及び広報活動、その他の適正な処分を推進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 原子力発電事業者の責務

- 原子力発電事業者は、法律に基づき、処分実施主体との「基本契約」の締結や、資金管理主体への処分費用の提出の義務に加え、処分実施主体への人的・技術的支援、広報活動等に努めるものとする。

6. その他

(1) 記録の保持

処分実施主体は、処分事業の実施状況を記載した記録を作成・保存し、国に提出しなければならない。また国は当該記録を保管しなければならない。

(2) 情報公開

処分実施主体は、適切な情報の公開により処分事業の透明性を確保しなければならない。国は、情報提供や広報活動等を通じて、処分事業について国民に周知を図り、国民の理解と協力を得るよう努めなければならない。

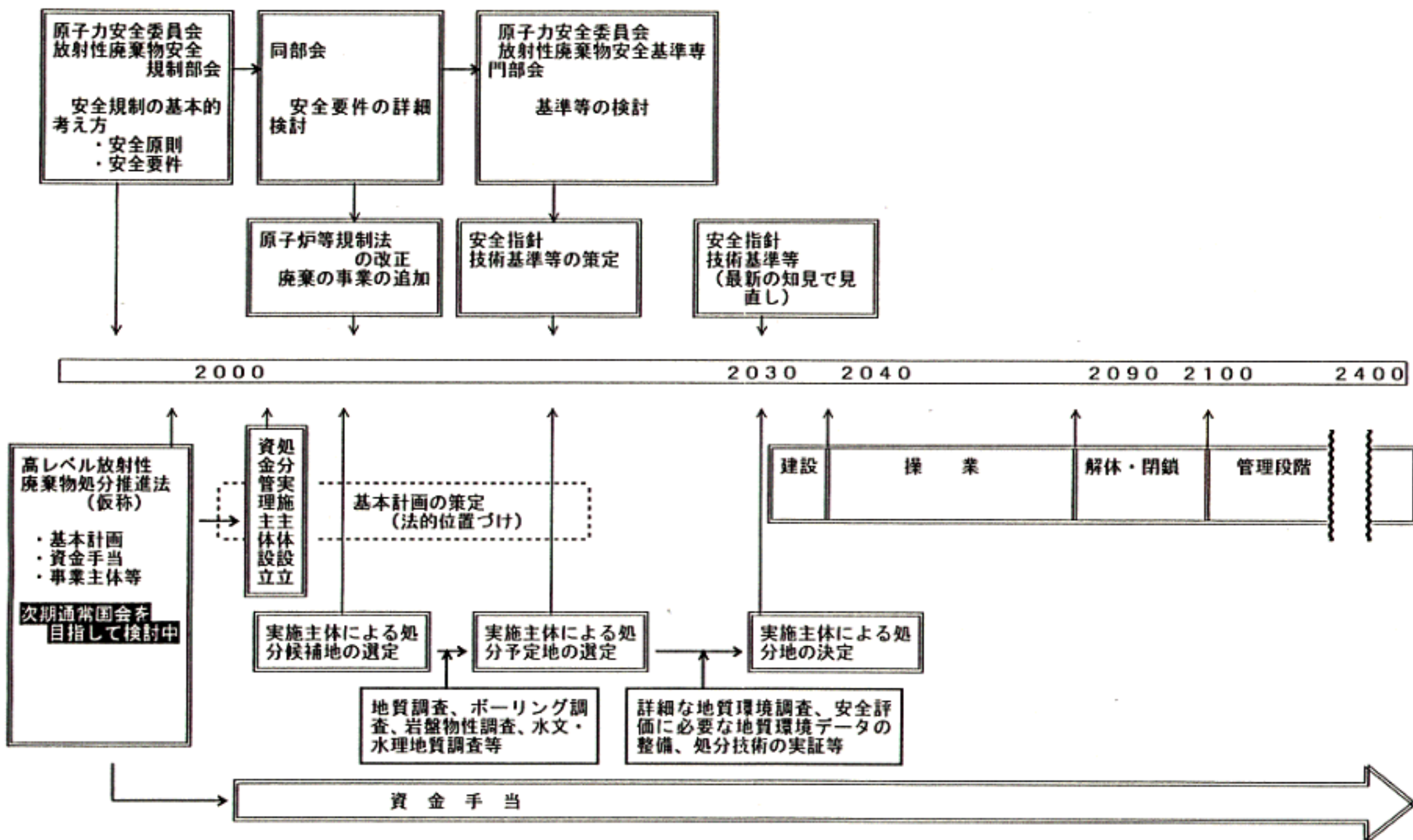
(3) 施策の見直し

法施行後、技術開発等を勘案し、本法及び処分事業に係る制度等について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(4) 税制上の扱い

- ・原子力発電事業者の提出金は、法律による強制提出であることも踏まえ、適切な税の取扱いについて、検討を進める。
- ・処分実施主体及び資金管理主体について、税の取扱いについて検討を進める。

高レベル放射性廃棄物処分の全体計画について



高レベル放射性廃棄物処分に係る制度（案）スキーム図

